

(素案)

最終的に全てにルビをふります

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るため  
の基本方針の策定について

— 答 申 —

(素案)

国立市人権・平和のまちづくり審議会

令和5（2023）年〇月

(素案)

(素案)

はじめに

(おって記載)

(素案)

## 目 次

### はじめに

1. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり  
基本条例について . . . . . ○
2. 様々な人権課題について . . . . . ○
3. 基本方針を策定する際の考え方  
    (1) 基本理念 . . . . . ○  
    (2) 人権救済、相談支援体制 . . . . . ○  
    (3) 人権教育・啓発 . . . . . ○  
    (4) 人権に配慮した環境整備 . . . . . ○  
    (5) 平和施策 . . . . . ○  
    (6) 推進体制 . . . . . ○  
    (7) その他 . . . . . ○
4. 参考資料  
    (1) 諮問書 . . . . . ○  
    (2) 人権・平和のまちづくり審議会委員一覧 . . . . . ○  
    (3) 人権・平和のまちづくり審議会開催経過 . . . . . ○  
    (4) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり  
        基本条例 . . . . . ○  
    (5) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり  
        基本条例施行規則 . . . . . ○

(素案)

## 1. 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例について

平成 31（2019）年 4 月 1 日に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下「基本条例」という。）は、平成 30 年国立市議会第 4 回定例会において同条例案が議案として提出され、全会一致で可決された条例です。

この基本条例の施行から遡ること 71 年、昭和 23（1948）年に、はじめて人権の保障を国際的にうたった「世界人権宣言」が国連総会で採択されました。生命・身体の安全のほか多くの基本的人権についての基準が示されており、全ての人がいかなる事由による差別をも受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言されています。

同宣言から約 75 年、現在の社会は、宣言が目指した社会となっているでしょうか。IT 革新などにより生活の利便性が高まる一方で、子どもや高齢者等に対する虐待、女性に対する暴力、しょうがいしゃやセクシュアル・マイノリティに対する差別や偏見、出生や国籍に対する排他的言動など、日本国憲法が保障する基本的人権に関する問題が今もなお起こり続けています。

このような状況下、国立市は基本条例において「人権侵害を許さない」と高らかに宣言しています。そして、この基本条例の最大の特徴は、その前文の「今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。」という部分にみとれます。まず、「今もなお（中略）脅威となっている。」の一文については、他の法律や条例を見てもここまでの項目を列挙している例は珍しく、基本条例が広範囲な人権侵害を包括的に捉えていることを示しています。また、「また、一人一人の（中略）生じている。」の一文及び「そして（中略）可能性を持つ。」の一文については、差別感情や偏見は誰にでもあり、被害者になってしまうだけでなく、無意識に、または直接的に差別行為をしなくても、無理解や無関心などにより、間接的に加害者側に立ってしまうおそれがあることを示しています。

そして、このような前文の考え方の下、第 3 条においてあらゆる差別を包括

的に禁止しています。国立市で基本条例が施行された当時、このように差別を明確に禁止する条例を掲げる地方公共団体は他にありませんでした。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25（2013）年法律第 65 号）では、障害を理由とする差別の禁止が規定されていますが、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 68 号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 109 号）は、明確に差別を禁止する規定を設けていません。そのような状況下、国立市があらゆる差別を包括的に禁止する条例を市議会全会一致で可決し施行したことは、大変先駆的なことだったと言えます。

これを具体的に実現するため、次の事項を掲げていることも基本条例の優れた点と言えます。

- ソーシャル・インクルージョン（全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと）の理念を第一に掲げている（第 1 条）
- 市長の使命として、ソーシャル・インクルージョンの理念の下でまちづくりの基礎を判断しなければならないことを規定している（第 4 条）
- 地域の実情に応じて、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずることとしている（第 12 条）
- 「国立市平和都市宣言」の告示日である 6 月 21 日を「くにたち平和の日」、6 月 21 日から 6 月 27 日を「くにたち平和推進週間」と定め、人権・平和のまちづくりの推進を図ることとしている（第 15 条）

また、令和 4（2022）年 10 月に国連の障害者の権利に関する委員会から 8 月に実施した日本政府への審査を踏まえ出された総括所見では、障害者が他者と対等であり人権の主体であると認識し国内法制及び政策を見直すことや、障害、性別、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向及びその他いかなる身分を理由とした複合的かつ交差的な差別形態及び合理的配慮を拒否し、障害に基づく差別を禁止するために障害者差別解消法を見直すこと、インクルーシブ教育やインクルーシブ就労を速やかに実施することがなど、多くの勧告や懸念が示されましたが、国立市の基本条例は、まさにこの総括所見の理念が取り入れられた条例となっており、基本条例にうたわれているソーシャル・インクルージョンの理念が、いままさに日本政府に求められていると言えます。

このような先進性のある条例を持つことを国立市は誇りとして、基本条例の前文の最後に記載しているとおり、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平

(素案)

和なまちを実現すること（人権・平和のまちづくり）を目指し、たゆまぬ努力を続けていただくことを切に願います。

また、基本条例が施行されて４年以上が経過していますが、基本条例そのものの認知やその理念についての理解が、国立市に暮らす市民や市内に通勤通学する方など、国立市に関係する全ての人（以下「市民等」という。）に十分浸透しているとは言えないという指摘もあります。国立市は、基本条例の周知に一層努めていただく必要があります。

## 2. 様々な人権課題について

当審議会においては、様々な人権課題についてその当事者等から直接意見を伺い、委員での意見交換を行ってきました。

各人権課題に共通する内容については、次項「3.」でその考え方を示していますが、それぞれ特有の状況もあることから、以下において、当事者等から伺った個々の人権課題についての特徴的な側面を示します。国立市は、基本方針を策定するにあたり、これらを十分に踏まえた内容とすることが必要です。

(以下、当審議会において意見を伺った順に記載)

### ○外国にルーツのある人

多摩地域には、立川市に西東京朝鮮第一初中級学校、町田市に西東京朝鮮第二幼初中級学校、小平市に朝鮮大学校といった教育機関があり、国立市内にも朝鮮半島にルーツをもつ人々が生活しています。昨今全国的に問題化している、本邦外出身者の排除を訴えるデモや在日韓国・朝鮮人への差別的な言動（ヘイトスピーチ）に対し、毅然と反対し、それぞれの民族のアイデンティティを尊重しながら、互いに理解し合える地域社会を目指すことが大切です。また、言語や生活習慣の壁が摩擦や排除を生まないために、当事者が必要な情報にアクセスでき、安心して地域社会で暮らすことのできるよう強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

### ○しょうがいしゃ

街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、しょうがいしゃへの配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。国立市では、平成 17（2005）年に「しょうがいしゃがあたりまえにくらすまち宣言」を行い、平成 27（2015）年に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」を制定しており、しょうがいを「社会モデル」※として捉え、しょうがいしゃ一人一人の特性を踏まえた積極的な合理的配慮など物理的・心理的バリアの解消を図るための強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

※「障害者の権利に関する条約」（日本は平成 26（2014）年に批准）において示された、しょうがいしゃが日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能のしょうがいのみならず、社会における様々な障壁（バリア）と相対する（直面する）ことによって生じるものとする考え方。

## ○被差別部落

国立市内においても、平成 16（2004）年に部落地域に関する差別ハガキが大量にばら撒かれる事件が起きるなど、近世まで続いた身分制度を根底にした部落差別が現代においても続いており、被差別部落出身者への就職差別や結婚差別が解消されていないのが現状です。また、昨今では、インターネットを利用して人々の差別意識を助長する事象が深刻な社会問題となっています。新たな差別を生み出さないために、部落差別の歴史等を正しく学ぶ機会を創出するなど強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

## ○インターネット上の誹謗中傷

昨今、インターネットの匿名性を悪用した SNS 等での特定の個人や民族等を対象とした誹謗・中傷、差別的な書き込み、個人情報の掲載によるプライバシーの侵害、児童ポルノやリベンジポルノなど、人権を軽視した行為が社会的な問題となっています。インターネット上の監視・対応（モニタリング）に加え、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり思わぬトラブルに発展することにもつながるため、インターネット上の情報を正しく理解するためのメディアリテラシーの向上やインターネットの正しい使い方・モラルを身に付ける対策など、強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

## ○災害時の要援護者

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、東京都内において多くの帰宅困難者が発生するなど、大規模災害時における帰宅困難者や避難された方への対応は必要不可欠ですが、なかでも、高齢者やしょうがいしゃ、乳幼児を連れた人、外国人などいわゆる災害時における要援護者が、安全に避難し、安心して避難生活を送れる環境を整備しておくことが重要です。災害時における要援護者を想定した情報提供の方法、備蓄や職員の対応スキル向上など強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

## ○感染症、疾病

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や嫌がらせが全国的に問題となりました。感染症や疾病に関する差別への対応は、ハンセン病患者、HIV 感染者・エイズ患者、結核患者等に対する人権侵害の歴史から学ばなければなりません。とりわけハンセン病患者は、平成 8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立するまで基本的人権を奪われた状態にあ

り、その後も元患者やその家族への差別・偏見が社会に根深く存在し続いています。感染症や疾病は誰もが当事者になり得る問題として捉え、不安解消のために当事者を排除するのではなく、正しい知識を身に付けるための強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

## ○女性

国における法整備や各地方公共団体における個別対応など、家庭生活、職業生活、社会生活、学校生活等の上で男女間格差の是正や女性活躍に向けた制度整備が進められていますが、現実の生活や関係性における性別役割分担意識はまだまだ根強く、子育てや介護等の家庭内労働ではその全般を女性が担う立場に置かれ、負担が大きいといった現状があります。また、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害等、女性に対する暴力や人権侵害、社会的孤立、生活困窮が社会的問題として指摘されています。女性が性別や年齢、各ライフステージで社会的・経済的不利益を被ることがないように、また、暴力等の人権侵害に対する支援等、強力かつ効果的な施策を講じることが必要です。

## ○職業

例えば清掃関係や建設関係の職種等、社会基盤を支える重要な職業であるにも関わらず、いわゆる「きつい」「危険」「汚い」といったイメージのみが先行し、当該職業の当事者に対する心無い落書きや偏見、差別的発言が現在でも起こっている状況があり、当事者の中には、差別を恐れて家族や親しい友人等にも自身の職業について公に出来ずにいる人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した医療従事者等への偏見や差別も全国的な問題となりました。様々な職業に関する正しい知識を身に付けることが重要であり、強力かつ効果的な政策を講じる必要があります。

## ○高齢者

高齢者虐待や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者に対する他者による意思決定など、高齢者に対する人権侵害の相談・通報は年々増加傾向にあります※。人生100年時代と呼ばれる時代のなか、一人一人の高齢者が、就労や居場所に困らず、受けたい医療や福祉等のサービスを受容することができる、つまりは人間としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける仕組みづくりが重要であり、そのための強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

## ○子ども・若者

我が国の子どもの貧困率は13.5%と、7人に1人の割合で子どもが貧困状態にあります※<sup>1</sup>。また、子どもの自殺者数※<sup>2</sup>、児童虐待件数※<sup>3</sup>ともに年々増加傾向にあり、いじめの認知件数※<sup>4</sup>も高い水準で推移し続けています。加えて近年ではヤングケアラーの問題が顕在化するなど、子どもや若者を取り巻く課題は山積しており、子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている現状があります。子どもの権利を守るとは喫緊の課題であり、学校、家庭、地域及びその他関係機関との連携を図りながら地域社会全体で子どもの育ちを支えるための強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

※<sup>1</sup> 国民生活基礎調査(厚生労働省) / ※<sup>2</sup> 自殺の統計(厚生労働省) / ※<sup>3</sup> 福祉行政報告例(厚生労働省)

※<sup>4</sup> 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

## ○ハラスメント

ハラスメントにも多種多様なものがありますが(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、スクール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど)、ハラスメントという言葉が一般的によく聞く言葉となることにより言動の悪質性を認識しやすくなった反面、違法性が逆に薄まってしまっているという側面もあることから、その言動を単なる現象として捉えるのではなく差別問題として強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

## ○刑を終えて出所した人

犯罪をした人や非行のある少年の中には、心身に問題を抱えており住むところや仕事が無かったり、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。こうした人たちを一定期間保護して円滑な社会復帰を助け再犯を防止する役割を担っているのが更生保護施設であり、地域行事に参加するなど近隣住民との交流を図り施設や入所者に対する理解促進に努めていますが、「怖い」というイメージ等により理解や協力を得にくい状況があります。また、就職後の職場内での差別や偏見、その家族に対する誹謗中傷も起きています。当事者の更生意識を高めるとともに地域社会が協力して当事者の社会復帰を支援することが重要であり、強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

### ○性的指向、性自認(SOGI (Sexual Orientation(性的指向) and Gender Identity(性自認)))

性的指向や性自認に関して行われる差別的言動(SOGI ハラスメント)は明らかな人権侵害ですが、性的指向や性自認に関しては外見だけではわかりにくいという側面があります。国立市では平成 30(2018)年から施行している「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」において、性的指向や性自認等を起因とする人権侵害及び本人の意に反した性的指向、性自認等の公表(アウティング)を禁止しており、性的指向や性自認に関わらず誰もが自分らしく地域で暮らすことのできる社会の実現に向け強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

### ○アイヌの人々

アイヌの人々の心情を傷つける表現がテレビ番組で放送されたり(令和 3 年 3 月)、同年 7 月には国立市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながる恐れのある落書きが見つかるなど、アイヌの人々に対する正しい理解はまだまだ浸透していません。北海道のみならず、例えば関東圏にも多くのアイヌにルーツをもつ方々が暮らしていますが、差別や偏見を恐れ、自身がアイヌであることを明かさない人も多数存在していると言われています。アイヌの人々が自身のルーツや文化に誇りを持って地域で暮らせるよう強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

### ○婚外子

“子どもは男女が結婚して産むもの”という我が国の根強い社会規範意識の中において、法律上の婚姻関係にない男性と女性との間に生まれた子(婚外子)に対する偏見や差別、その母親に対する偏見や差別が現在の社会においても起きています。伝統的な標準家族の形態に捉われることなく、個人がかけがえのない存在として尊重される社会のため、婚外子に関する戸籍上の記載変更に係る取扱いの更なる周知や国立市本人通知制度<sup>※</sup>の適切な運用など、国の法整備の状況や地域の実情等に応じた強力かつ効果的な施策を講じる必要があります。

※人権尊重の観点から、本籍地および筆頭者が記載された住民票・戸籍の附票及び戸籍を本人等以外の人が委任状や第三者請求により交付した場合に、登録した人に交付の事実を通知する制度。

### 3. 基本方針を策定する際の考え方

#### (1) 基本理念

基本方針における基本理念は、国立市が「人権・平和のまちづくり」を推進する際の基本となる理念です。

人権・平和のまちづくりの主体は、“国立市役所”ではありません。人権・平和のまちづくりの主体は、国立市に関係する全ての市民等です。国立市及び市民等の一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いに多様性を認め合い人権を尊重することによって、平和なまちを実現することが、人権・平和のまちづくりです。

国立市は、基本方針の策定に当たり、基本理念に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

#### (基本的姿勢)

- 人権侵害や差別は“過去の出来事”や“自分とは関係のない別の世界で起こっている出来事”ではありません。現在の社会においても、あらゆる場面において社会的不平等が存在し、人権侵害や差別があります。まずはそのことをしっかりと認識することが重要です。そして、だからこそその是正が必要であるという立場で、人権・平和のまちづくりを推進することが必要です。
- 人権侵害や差別は許されない・させない・しないという市の強い意思と、誰一人取り残さない、誰一人排除されないというソーシャル・インクルージョンの理念について、あらためて打ち出すことが必要です。
- 「してあげる側」「してもらう側」という区別を存在させず、一人一人が権利の主体であるとの認識の下、その人のアイデンティティを尊重することが必要です。  
また、人権課題に関することを、その当事者を抜きにして決めることなく、あくまでも当事者の声を聞き当事者に寄り添った対応を行うことが必要です。

#### (国際的な視点)

- 世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数や、国連の障

被害者の権利に関する委員会による日本政府への勧告（総括所見）など、国際的な視点や基準も参考に人権・平和の課題を捉え対応することが必要です。

#### (表現方法)

- 子どもや高齢者、しょうがいしゃなど、全ての市民等が基本理念を理解できるよう、わかりやすい言葉で記載したり表現することが必要です。

また、“行政が決定した内容を市民へ伝える”のではなく、当事者や市民等の声を丁寧に聞き、それを市政に最大限活かす姿勢であることが必要です。

- 市長を含め、全ての市職員が基本理念を十分理解し、日々の業務の中でその基本理念を自らの言葉や態度で具現化することが必要です。

また、基本理念の下位に人権・平和のまちづくりが目指す目標を具体的に位置付けるなど、基本理念を抽象論として終わらせないための工夫も必要です。

## (2) 人権救済、相談支援体制

人権侵害や差別は、どのような理由があろうと決して許されるものではありません。被害を受けた方が少しでも早く不安のない日常生活を送れるようになるためには、人権救済や相談支援体制の充実が不可欠です。

国立市は、基本方針の策定に当たり、人権救済、相談支援体制に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

#### (人権救済)

- 特に明確な差別意識を持った明らかな人権侵害や差別については、あらゆる救済手段が講じられるべきです。国内の一部地方公共団体においては、既に具体的な救済手法を制度化している状況もあることから、国の法整備の状況や国立市の実態等を踏まえ、実効性のある救済手法について検討を行うことが必要です。

また、東京都が設置している審査会（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会）のような、独立した第三者が人権侵害の内容等について審査する機

関の設置についても、国立市の実態等を踏まえてその必要性について検討を行うことが必要です。

- 人権侵害や差別は、例えば罰金を払えば許されるというものではありません。加害者の言動によって被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解することが特に必要です。そのため国立市は、被害者に対するあらゆる支援を行うとともに、加害者に対してソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるよう働き続けることが必要です。
- インターネット上での人権侵害や差別については、その内容に応じて法務局等の関係機関へ調査要請や削除要請を速やかに行うことも必要です。そのため、市民等に対するインターネット上での人権侵害や差別について、定期的に監視・対応（モニタリング）する等の対策を講じることが必要です。
- 人権侵害や差別は、様々な内容があります。人権救済に当たっては、画一的に制度を運用するのではなく、個々の事情への配慮や被害者に寄り添った丁寧な対応を行うことが必要です。

#### (相談支援体制)

- 現在、国立市は、市民等からの人権に関する相談について、政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係が対応しているほか、各部署において個々に対応しており、人権に関する相談を総合的・包括的に扱う専門的な相談窓口はありません。複数要因にまたがる相談や、包括的支援が必要な相談へ対応するためには、人権に関する総合的な相談窓口体制を構築し、相談者にとってワンストップで相談しやすい窓口とすることが必要です。

また、そこに携わる相談員については、単に特定分野の資格等を保有することを要件とするのではなく、人権相談に携わる者としての人権感覚や相談対応実績を重視し配置することが必要です。

- 市民等から相談を受けた後の一連の対応スキームや、実効的な支援につなげるための国の関係機関、他の地方公共団体、NPO等の民間支援団体との連携など、相談支援を行うための官民一体となった支援体制を構築することが必要です。

また、人権に関する当事者団体やその支援団体等と日頃から情報交換

を行うなど連携を深め、相談支援につなげる必要があります。

- 相談の内容によっては、例えば医学的な支援を必要とする相談もあるため、国立市医師会等との連携のほか、民間団体など様々な観点での連携体制を構築し支援につなげる必要があります。また、ソーシャル・インクルージョンの理念や不当な差別の禁止等、条例の趣旨を連携先へ伝えるための研修や啓発等を積極的に行う必要があります。
- 相談支援に関する情報について、日頃から広く市民等に周知することが重要ですが、周知に当たっては、対象者の多様性を踏まえ、分かりやすい情報発信に努める必要があります。  
また、SNS等を活用した相談支援等、様々な手段を用いた多様な入口のある相談支援の体制を構築する必要があります。
- 相談支援の体制構築については、国や他の地方公共団体の状況、市民の要望等も踏まえ、実効的で充実した相談支援体制となるよう適宜見直しを行う必要があります。
- 全ての市職員が相談支援の対応や連携内容について正しく理解し日々の業務に従事することが重要であり、具体的な事例を扱う研修等を通じて理解促進を図る必要があります。
- 表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを理解する必要があります。地域における人と人との関係性が希薄化していると言われる今の時代において、このような事案に対応するためには、相談支援体制の整備など制度的な充実を図ることに加え、市政全体として、人と人とのつながりや地域住民の結びつきを大切にする取組が必要であり、そのつながりの中で表面化してきた課題に対して、行政として丁寧に対応する必要があります。

### (3) 人権教育・啓発の推進

私たちは、自身が意図するかしないかに関わらず、誰しものが無意識のうちに誰かを差別してしまったり、反対に、自身が差別されたりする可能性があ

ります。そしてそれは、知識の欠如や誤解によって生じることが多くあります。

このことから、子どもから高齢者まで全ての市民等が、人権に関する知識を身に付けるとともに人権意識を高揚していく必要がありますが、そのためには、日常生活での様々な営み上での学びだけでなく、地方公共団体などの公的機関が意図的かつ計画的に人権教育・啓発を行っていくことが必要です。

国立市は、基本方針の策定に当たり、人権教育・啓発の推進に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

#### (基本的姿勢)

- 国立市は、国連が定めた「人権デー」(毎年12月10日)に合わせて、様々な人権課題をテーマとした啓発事業を市民等と協働で実施したり、「くにたち男女平等参画ステーション」(通称「パラソル」)の活動を通じて男女平等参画施策やセクシュアル・マイノリティの支援事業を行ったりするなど、他の地方公共団体と比べても人権教育・啓発に熱心に取り組んでいます。引き続きあらゆる機会や手段(講演会、学習会、展示、研修、インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子等)を通じて、人権侵害や差別を許さないという強い意志を、市民等に継続的に発信することが必要です。

また、市内の学校や民間団体等との連携の他、近隣の地方公共団体や「平和首長会議」などの平和文化を推進する機関とも連携し、その内容を充実させることが必要です。

#### (人権博物館)

- 「人権とは何か」といった内容をはじめ、国立市における人権問題や市の取組、国際的な視点での人権、国内における人権侵害や差別に関する事実や歴史を次世代へ伝える・語り継ぐ手段として、人権博物館の設置は有効な手段の一つです。人権侵害や差別の事実・歴史等について学ぶことができる空間とともに、市民等が日常的に人権や平和について学び合ったり、当事者と交流したりできるなど、誰もが排除されることなく集い交流する場としての国立市らしい人権博物館の設置に向けた検討を進めることが必要です。

この人権博物館の設置については、今後、人権課題の当事者や市民等から意見を聴く機会を設けることや、実現に向けた組織体制を構築するなどその具体的な対応を行うことを期待します。

#### (社会教育)

- 人権について誰でも気軽に学ぶことができる機会と場を創出することは

重要であり、公民館等の生涯学習関係施設が実施する市民向け講座等を一層充実させるなど、人権に関する社会教育を推進することが必要です。

また、人権に関する市民等の活動を支援するため、公民館等の施設を広く市民等に開放することも必要です。

#### (学校教育)

- 学校においては、子どもたちの発達段階に合わせて組織的かつ計画的に人権教育を推進することが必要です。また、実施に当たっては、人権に関する講話等を単に子どもたちが一方的に聞くのみの活動とするのではなく、例えば実際に差別に苦しむ当事者等と交流し理解を深めたり、見聞きした内容についてさらに主体的に学習を深めたりすることで、子どもたちの深い学びとなるよう工夫することが必要です。

また、教職員が人権教育の意義やねらいについて理解を深めるための研修等を充実させることが必要です。

#### (当事者に寄り添った対応)

- 「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きで決めないで）」(「障害者の権利に関する条約」が2006年に国連で採択された際、世界中のしょうがい当事者の間で使われたスローガン)という言葉もあるように、人権侵害や差別に苦しむ当事者が自らの言葉で発信する意義は大変大きく説得力のあるものです。しかし一方で、当事者が自身の人権侵害や差別の状況等を言葉にしたりすることは大変辛いことであるということも理解し、あくまでも当事者の意思や立場に寄り添った人権教育・啓発を行うことが重要です。

#### (継続の重要性)

- (1) 基本理念で述べたとおり、現在の社会においてもあらゆる場面で社会的不平等が存在し差別がありますが、“知らない”ことに起因した無意識の差別も多く起こっています。このことから、一部の分野や状況に限らず、様々な人権課題を取り上げて人権教育・啓発を行うことが重要です。

また、人権問題は常に変化しており、短期的な人権教育や啓発を行うことで市民等の人権意識が急激に高揚したり、人権課題が解決するものではありません。だからこそ、人権教育・啓発を不断に継続していくことが必要であり、国立市は、当事者や市民等の声を大切に関係団体等と連携のもと活動を一層充実させることが必要です。

#### (4) 人権に配慮した環境整備

誰もが安心して地域社会で生活することができる環境を整備するためには、人権課題の当事者や市民等の意見を丁寧に聞き、既存の仕組みを不断に見直すことが必要です。

国立市は、基本方針の策定に当たり、人権に配慮した環境整備に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

##### (生活環境の基盤)

- 人権に関する様々な悩みを抱える人々が、地域社会の中で多様な人々とつながることで生きがいを感じる・見つける・持つことや、悩みを共有・解決したりすることができる場（地域コミュニティ）の創出を一層推進することが必要です。
- しょうがいしゃや引きこもり状態にある人など、働きづらさを抱える人の就労問題に取り組むモデルとして、東京都が推進するソーシャルファームを国立市の実態に応じて推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労することができる環境を整備することが必要です。
- しょうがいしゃや高齢者、乳幼児を連れた人など、人々の暮らしの安全性・快適性を確保するための都市基盤（道路や施設等）のバリアフリー化を一層推進することや、子どもや外国籍の人に配慮したやさしい日本語表示など、全ての人が安心安全に地域社会で暮らすことができる環境を整えることが必要です。

##### (フルインクルーシブ教育)

- 「国立市教育大綱」（令和4（2022）年6月策定）では、「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す」とされており、令和4（2022）年10月に国連の障害者の権利に関する委員会から日本政府に対して出された勧告や地域の実態等も踏まえながら、取組を進めることが必要です。

##### (ジェンダー平等)

- 国立市は、平成30（2018）年4月から「くにたち男女平等参画ステー

ション」(通称「パラソル」)を設置・運営し、全ての人があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けた啓発や各種相談支援を行っています。引き続き、市民や民間事業者等に対してジェンダー平等についての理解促進に努めることが必要です。

また、市の職員配置や附属機関委員の登用に当たっては、旧来的な男性・女性の役割イメージにとらわれることのない配置・登用を行うことが必要です。

## (5) 平和施策

国立市は、基本条例の前文において、「国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する」とうたっています。これは市が平和施策を行う上での根本理念であり、「人権の尊重」と「平和」を同義語として捉えていることを示しています。

また、基本条例では、「くにたち平和の日」及び「くにたち平和推進週間」が定められており(第15条)、その両日・週間で人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施することとされています。

国立市は、基本方針の策定に当たり、平和施策に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

### (原爆・戦争体験の伝承等)

○ 国立市は、被爆地である広島・長崎以外で、原爆体験の伝承活動に取り組んでいる国内唯一の地方公共団体です。また、東京大空襲体験の伝承活動も積極的に行っています。戦後 77 年を経過し戦争を体験した世代が年々少なくなる中で、このような原爆や戦争の体験を次世代に継承する取組は大変重要です。新たな伝承者の育成や体験者ご本人の体験談を映像等で残すアーカイブ化など、今後も伝承活動を継続していくための創意工夫を行い、基本条例で定める「くにたち平和の日」及び「くにたち平和推進週間」等において平和施策に取り組むことが必要です。

**(子どもたちの平和学習)**

- 国立市は、次世代を担う市内の子どもたちを長崎市に派遣し、原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め、平和の尊さと歴史を学ぶことを目的に「国立市子ども長崎派遣平和事業」を毎年実施しています。過去の派遣者との交流や現地青少年等との更なる交流などその内容の充実を図りながら、引き続き活動を継続し、次世代を担う子どもたちの平和に関する学び(体験)を一層充実させることが必要です。

**(平和文化の振興)**

- 世界 166 か国 8,247 都市(令和 5 (2023) 年 4 月 1 日時点)が加盟する「平和首長会議」の行動計画の一つに、「平和文化の振興」(市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること)が掲げられており、その推進に向けた役割を国立市が積極的に担い、東京都多摩地域の連携を一層促進させることが必要です。

**(教育委員会や学校との連携)**

- 平和施策の推進に当たっては、次世代を担う子どもたちに伝えることが特に重要であることから、国立市は、教育委員会や学校と密接に連携し取組を充実させることが必要です。

**(6) 推進体制**

人権・平和のまちづくりを推進するためには、国立市における推進体制の充実強化及び市政を担う職員の人権意識の向上が必要不可欠です。

国立市は、基本方針の策定に当たり、基本理念に関する次の視点を踏まえた内容とすることを求めます。

**(推進体制)**

- 現在、国立市は、人権・平和施策(男女平等参画に関する施策を含む)の中心的役割を政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係(課長級 1 名、係員 3 名)が担っていますが、各種啓発活動等の事業を実施しつつ、市民等からの人権・平和に関する相談や他部署からの相談等に丁寧に対応していくためには十分な体制とは言えません。その役割を十分に

果たすためには、組織の見直しを含め体制の強化を図ることが必要です。

- 国立市は、男女平等参画に関して、職員の役職に応じた会議体を設けており（男女平等推進会議（副市長及び部長級）、幹事会（課長級）、男女平等参画兼DV対策推進連絡会（係長級））、定期的に市の男女平等参画に関する課題検討や情報交換、研修等が行われています。

しかし、男女平等参画の分野に限らない人権課題全般を扱うような会議体については、同様の会議体は現時点で設けられていません。本答申に示す様々な内容を強力に推し進めるためには、市の全職員が一丸となって人権・平和のまちづくりを進めていく必要があります、そのためにも、役職に応じた実効的な会議体を設置し、人権課題についての課題検討や情報交換、研修等を行うことが必要です。

#### (職員の人権意識の向上)

- 基本条例では、あらゆる市政の根本にソーシャル・インクルージョンの理念を位置付けるとされており、人権・平和施策の担当者のみならず市政を担う市の全職員が、高い人権意識の下その職務に当たることが求められます。様々な人権課題に関する職員研修を一層充実させ、市職員の人権意識の向上を図ることが必要です。

### (7) その他

(素案)

#### 4. 参考資料